

狭保 第 1713-2 号
令和 6 年 1 月 15 日

管内食品衛生協会長 様

埼玉県狭山保健所長 辻村 信正

感染症予防及び食品事故防止に向けたイベントの運用について（依頼）

当所の感染症蔓延防止対策及び食品衛生行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

多くのイベント等において、食品営業許可のあるキッチンカー等を誘致いただき、食品提供等の責任を出店者におくことで、感染症蔓延防止及び食品衛生の両面における安全・安心な環境づくりに御協力いただいているところです。

不特定多数の方々に対する食品提供は、食品営業許可を取得して行うことが基本です。臨時出店として食品を提供することは、行事主催者により出店者の精査や衛生監督を行うことを要し、相当な責任を伴います。このため、イベント会場において有効な許可書を有する者の出店を認めることを強く推奨しています。

つきましては、本年におきましても、地域の感染症及び食品事故防止の観点から、引き続きの対応に格別の御配慮を賜りますようお願いいたします。

担当 生活衛生・薬事担当 〒350-1324 埼玉県狭山市稲荷山2-16-1 電話 04-2941-6535（代表） FAX 04-2954-6615 E-mail f5462122@pref.saitama.lg.jp（担当代表）
